

## 第9回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年3月5日(金)午後1時30分より、第9回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎		

#### (欠席委員)

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

#### (事務局)

土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 9 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、山崎委員、小島委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号 1 については、私が関係者になりますので、本議案の番号 1 と番号 2 に分けて審議いただきます。</p> <p>ここで、辻会長職務代理者と議事進行を交代し、私は一旦退出します。</p> <p style="text-align: center;">= 吉田会長、退室・議長交代 =</p>
議 長	<p>それでは、本議案の番号 1 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」の番号 1 をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は廃農のため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

山崎委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町、及び の利用状況につきましては、いずれも田としてきれいに耕起され、適切に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>世帯と従事の人数には、譲受人の父母も含まれているのでしょうか。</p>
局長	<p>世帯での営農となりますので、ご家族も人数に入っております。</p>
中林委員	<p>面積も家族単位ですか。</p>
局長	<p>面積にもご家族分が含まれております。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 吉田会長、入室 =</p>
議長	<p>本議案の番号1の審議が終了しましたので、このあとの議事進行は、吉田会長と交代します。</p> <p style="text-align: center;">= 議長交代 =</p>
議長	<p>次に、本議案の番号2について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2をご説明申し上げます。</p>

	<p>番号2につきましては、譲渡人は廃農のため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の小倉町の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡があり、草もなく適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>譲受人が耕作するんですか。</p>
局 長	<p>世帯で営農されます。</p>
中林委員	<p>従事者は1人とありますが、譲受人ですか。</p>
局 長	<p>ご家族の方が従事されます。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により、貸人から京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、京都府農業会議から借人に賃借権の設定を行うものです。</p> <p>なお、マッチングについては、令和2年11月11日の連絡調整会議において、別添、「農地中間管理事業に係る宇治市の基本的な考え方」、「別図1」、「別図2」及び「借受希望者一覧表」に基づき協議が行われました。</p> <p>番号1でございますが、「別図1」をご覧ください。第1順位の隣接する農地で耕作する 氏、及び第2順位の近隣で耕作する 氏のお二人とも辞退されたため、第3順位の近隣で耕作する 氏にマッチングが成立しました。</p> <p>番号2でございますが、「別図2」をご覧ください。第1順位の近隣で耕作する 氏が辞退されたため、第2順位の近隣で耕作する 氏にマッチングが成立しました。</p> <p>以上2件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>小島委員</p>	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 及び の利用状況につきましては、一枚の田として利用されており、きれいに耕起し、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の小倉町 の利用状況につきましては、不耕作の状態で枯れた雑草が少し残っておりましたが、一年生の雑草と見受けられますので、トラクター等で耕起すればきれいな農地に戻る状況だと感じました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>中林委員</p>	<p>番号1の隣接農地について、管理機構は借人に何も状況を説明されていないんですか。</p>

局 長	隣接農地は課題のある所で、連絡調整会議でも話に挙がっておりました。
中林委員	借りる方は、侵食している雑草について自分で刈ってでも当該地を借り受ける とのことなんでしょうか。
議 長	隣接農地の荒廃状態については、借人も十分わかっていると思います。借人は 就農して何年ほど経ちますか。
今村委員	7、8年ほどになると思います。
江口推進委員	番号2について、当該地は不作付地ですが、地区連絡会議でも不作付地の対応 について話に挙がったところだったと思います。当初、不作付地は管理機構は預 からないと聞きましたが、借主が納得していればマッチングしていけるんでしょ うか。
局 長	管理機構は、どうしてもない農地は基本的に預からないとのことですが、当該 地については、現況を見た限り少々雑草が生えている程度なので、そんなに問題 のある農地ではないと思われるところでした。そのレベルであれば預かってもら えるということかもしれません。ただ、個別に管理機構の判断にはなります。
江口推進委員	荒れた状態でも相手が決まっていれば管理機構を通して貸借できるんでしょ うか。
局 長	あまりにも酷く荒れ果てていると管理機構は預からないとのことですが、番号 2の農地のように程度によっては預かってもらえるのではないかと考えます。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認 すること」と決しました。
	次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に ついて」を議題といたします。

	<p>それでは、事務局より説明願います。</p> <p>局長            それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>本件につきましては、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議長            続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>小島委員        報告します。去る2月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町            及び            の利用状況につきましては、現況は田で、2筆ともきれいに耕起され、適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長            報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長            ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>局長            それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p>
--	--

	<p>番号1につきましては、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を受けておられます。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>第2号報告についてですが、借人は何の作物を作付されていたんですか。貸人は解約後どうされるんですか。</p>
局 長	<p>借人はさつま芋を作付されていました。連作障害の関係で解約されたと聞いております。今後の話は何も聞いておりません。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時57分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_